

平成29年度

危機管理マニュアル

調布市立染地小学校

平成29年度危機管理マニュアル

調布市立染地小学校

学校が安全な場所であり、一人一人が自己を発揮できてこそ、意欲的に学習に取り組めるものである。児童や教職員、そして、来校する方々の安全を守ることは、本校での教育を推進する上で必要不可欠なことである。

この観点にたち、染地小学校の安全を確保するため、文部科学省「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目」及び、調布市「子ども施設の安全確保緊急プラン」に基づいて、学校安全管理マニュアルを策定する。

I 安全確保のための校内規則

1 校門の開閉 年間を通して東門は施錠しておく。(北門、南門、西門は常時施錠)

- ① 登校時(午前7時30分-午前8時30分) 東門を開ける。
- ② 登校終了後 東門を施錠する。←学校管理補助員
- ③ 下校時(午後1時~午後5時, 11月~2月:午後4時30分まで)
 - 東門を開ける。
 - 児童の下校が終了した時点で東門を閉める。←施錠はしない
- ④ 夜間(午後5時以降, 11月~2月:午後4時30分以降)
 - 東門は閉める。←施錠はしない体育館開放利用者で利用する場合は、出入りの際は各自が門を開閉する。
- ⑤ 休日 原則として、東門を閉める。
体育館開放利用者で利用する場合は、出入りの際は各自が門を開閉する。
- ⑥ 長期休業中 原則として、東門を施錠する。

2 来校者受付の設置

- ① 職員昇降口内に受付を設置する。
- ② 受付には来校者名札と来校者名簿を置く。
- ③ 来校者名簿には、「氏名」「目的」「来校時刻・退出時刻」などを記入させる。

3 名札の着用

- ① 一般/業者 来校者名札を着用してから校舎に入り、退出時に返却する。
- ② 保護者 配布してあるPTA用名札を持参し、着用する。
- ③ 教職員 本校職員は、名札を着用する。

4 警備会社による監視

- ① 監視用カメラ 正面玄関(職員玄関)、東門に設置し、来校者を監視する。
- ② モニター 職員室に設置する。
- ③ 連絡用カメラ 要請者の映像を写し、警備会社が校内で起きている事件を詳しく知り、迅速な対応を図るための連絡用カメラを職員室内に設置する。

II 安全管理のための取組

1 校内巡視

- ① 登校時 副校長および看護当番が校内を巡視する。
- ② 授業中 随時副校長が校内を巡視する。
- ③ 休み時間中 看護当番が校内を巡視する。
- ④ 死角となる部分 学校管理補助員と技能主事が随時巡視する。
- 学校管理補助員は、東門、昇降口付近の監視を中心として、児童の登下校時及び校庭遊び場開放時に監視する。

2 児童への指導

- ① 校内で不審な行動を取る人を見かけたら、身近にいる先生か職員室に報告するよう日ごろからの指導を徹底する。
- ② 学校内での事件や事故の発生を防止するため、日ごろより学校、市、警察等で組織的に取り組んでいることを理解させる。
- ③ 通学路における注意すべき箇所について注意を喚起するとともに、「子どもの家」の設置場所を知らせ、緊急避難できるように指導する。

3 来校者への声掛けの徹底

- ① 教職員は、来校者には声を掛け、挨拶をしながら用事を聞き取る。
- ② 名札を着用していない人には、受付を済ますよう伝え、案内する。

III 事件・事故への対応

1、不審者侵入時の対応

- ①不審者侵入の通報
 - 不審者侵入時対応にあたった職員は、すぐに他の職員を呼ぶ。
 - 連絡を受けた職員は、**危機管理マニュアル及び教育計画の不審者対応マニュアル**に従って行動する。
- ②緊急校内放送

「校内放送 大きな荷物が届きました。 2階緑階段へおいでください。」
内容「緊急放送。不審者が2階に侵入。応援可能な職員は2階東側廊下に集合。
クラス担任は、教室待機。学校安全管理マニュアル等に沿って行動開始。」
校内放送＝緊急連絡、 大きな荷物＝不審者
- ③情報担当者の通報
 - 緊急放送により、侵入教室に急行して状況をつかみ、第1報を職員室の校長または副校長に連絡する。第2報、第3報と状況を次々に報告する。
- ④学校110番
 - 不審者を発見又は通報を受けた職員は、直ちに学校110番へ通報する。
(児童の安全を確保するために、躊躇無く通報する!)
- ⑤緊急時役割分担

本部外部	校長(副校長)副校長	情報担当	副校長(校長)に指示された職員
通報	副校長、事務	避難誘導	各担任・隣接学年学級の担任
緊急放送	副校長、事務	児童管理	各担任、女性教職員
連絡	(事務)	救援	男性教職員

※該当者が不在の場合は、その場に居合わせた職員が放送・連絡等を代行する。

⑥さすまたの設置場所(2014設置)

- ・職員室 1本
- ・事務室 1本(ファックスの横)
- ・たけのこ倉庫 1本(倉庫入口左)
- ・少人数教室 1本(教室入口左)

○ 日頃から意識し確認しておくこと

- ・危機管理マニュアル及び教育計画の不審者対応マニュアルに目を通しておく。
- ・児童が他の教員、職員室へ知らせる場合もあること、そのときに不審者と反対の方から伝えに行くことを徹底させる。

2, 怪我の際の対応

①軽傷の場合

- 応急措置を行うとともに、負傷の程度により119番通報をするか、管理職、養護教諭、担任等で協議し病院に搬送するかの的確に判断し行動する。
- ごく軽傷の場合は、保護者に連絡し指定の医療機関の有無を確認して搬送する。連絡が取れない場合は、学校の判断により医療機関に搬送する。

②頭部(首から上部)損傷の場合

- 応急措置を行うとともに、負傷の程度により119番通報をするか、管理職、養護教諭、担任等で協議し病院に搬送するかの的確に判断し行動する。同時に管理職等から保護者に事故について説明し、搬送の有無を伝える。
- ごく軽傷の場合は、保護者に連絡し指定の医療機関の有無を確認して搬送する。連絡が取れない場合は、学校の判断により医療機関に搬送する。

2 児童が登下校不明の場合

○保護者への啓発（PTA運営委員会, 学校だより, 学級だより, 保護者会等）

- ・ 学校帰りに勝手に友達のところに行かないなど, 家庭での躾の徹底
- ・ 親の連絡先の確保
- ・ 遅刻, 早退する場合は保護者と担任が確実に引渡しを行う。
- ・ こうしたことで連絡網が回ることをあらかじめ伝える。

(1) 家を出て, 連絡なく欠席の場合

- ① 朝9時までに家に連絡
 - ・ できない場合は副校長が代行
 - ・ 家を出た時刻 一緒の友達 状況
 - ・ 昨日の様子 of 把握
 - ・ 情報の整理
 - ・ 該当クラスへの対応
- ② 不明の場合は本部結成立ち上げ

(2) 登校し, 管理下でいなくなった場合

- ① 連絡 (副校長へ)
 - ・ 時刻の確認 状況把握
- ② 本部結成 状況整理
 - ・ 事務室への指示 (副校長から)
- ③ 招集放送 (学年主任集合)
状況と対応の発表

(3) 下校途中にいなくなった場合

- ① 連絡を受ける
 - ・ 一緒に帰った友達など 状況の把握
- ② 本部結成
 - ・ 情報の整理 過去の事例整理
- ③ 捜索メンバー決定
 - ・ 捜索地域の決定
 - ・ 携帯電話での連絡

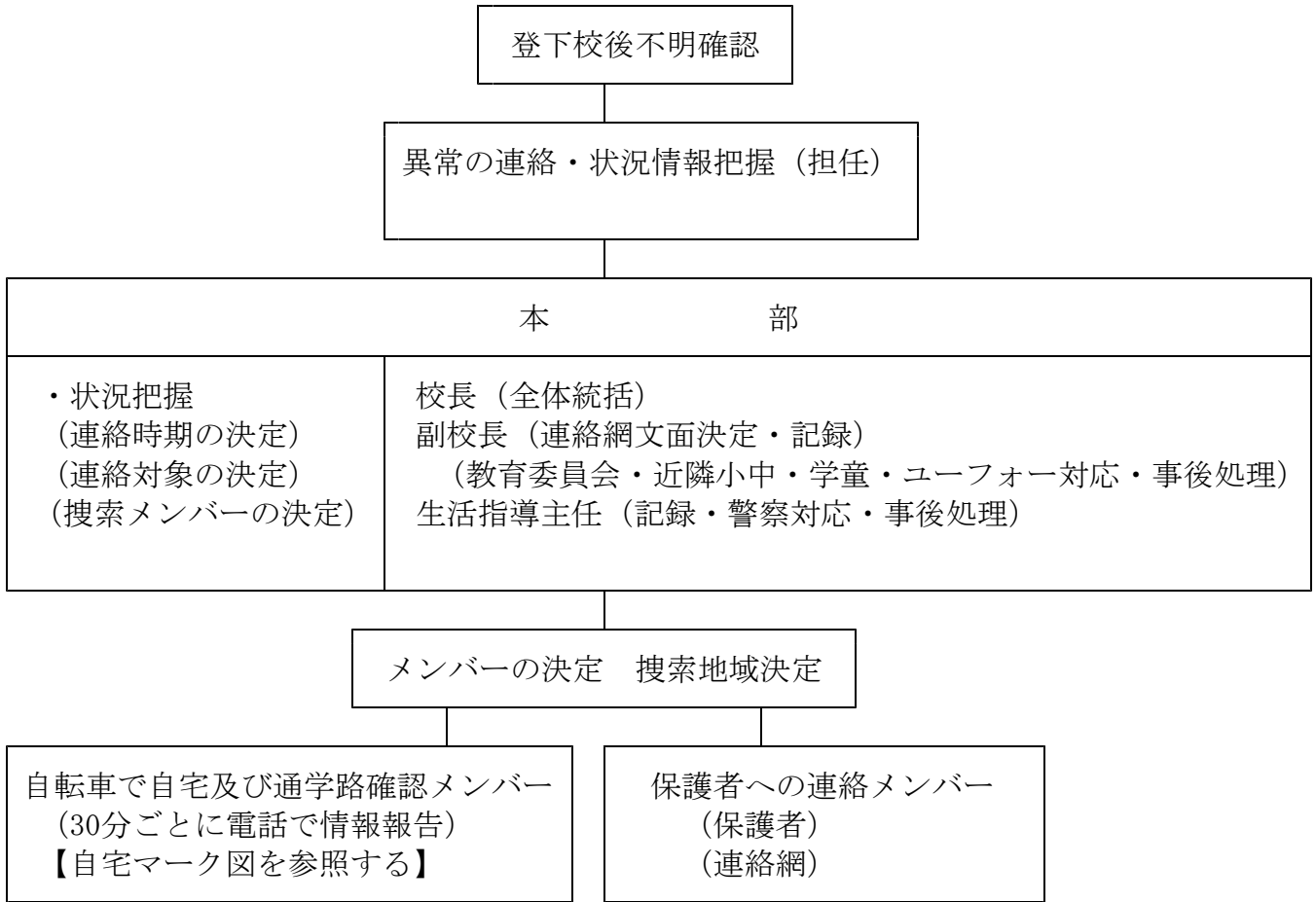
(4) 帰宅後いなくなった場合

- ① 連絡を受ける
- ② 本部結成 待機

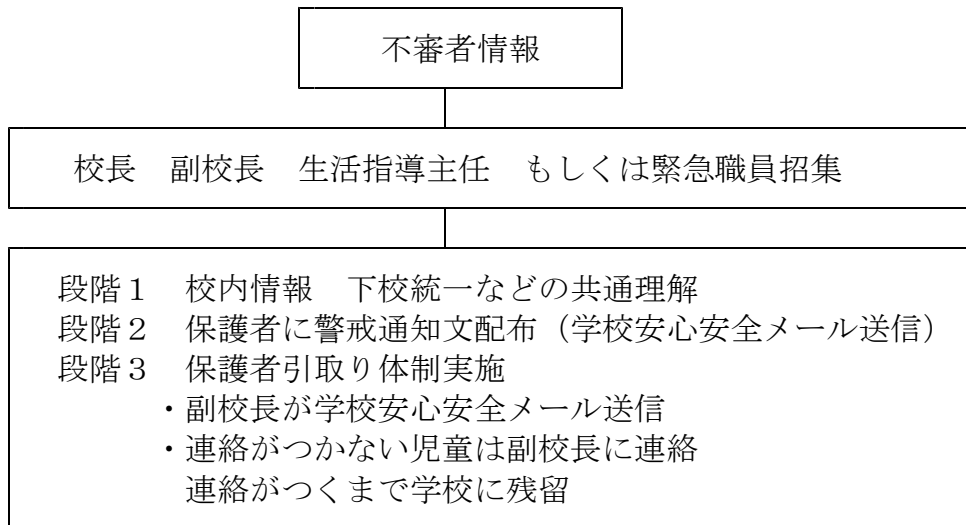
学年連絡網	状況によってすぐ
及び学校安心・安全メールの配信	1時間後
警察連絡	1時間後
教育委員会連絡	警察連絡と同時刻

調布警察	4 8 8 - 0 1 1 0
調布市教育委員会	4 8 1 - 7 4 7 9 (指導主事) 短縮番号 0 5 2

(5) 組織図



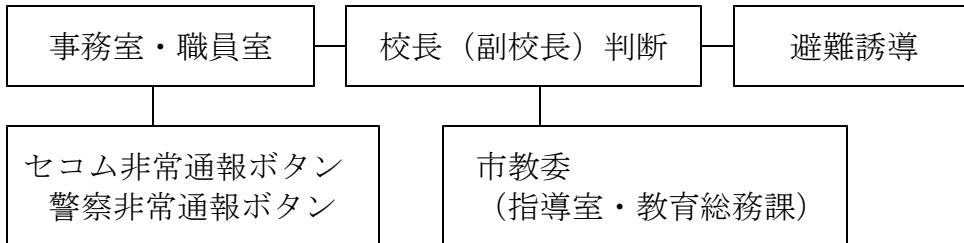
3 地域に不審者の情報が入った場合



4 校内に不審物を発見、及び脅迫電話を受理した場合

1 校内に不審物を発見した場合及び脅迫電話受理時の対応

(1) 校内連絡体制



- ① 不審物を発見した職員・脅迫電話を受けた職員は所用の措置をとった後、状況を直ちに校長へ報告する。（認定などの基準は後記）
- ② 校長は、副校長および生活指導主任・各学年主任、各職員への連絡を行い避難などを指示し、各種対策を講ずる。
- ③ 副校長に指名された職員は事件発生からの逐次記録を確実に行う。

(2) 校内一斉放送の実施

- ① 校内緊急放送
- ② 「ただいまより臨時に校庭に避難します。」（避難の実施）

(3) 避難

- ① 避難誘導責任者は副校長とする。不在時は別途責任者を校長が指定する。
- ② 避難誘導責任者は安全な避難経路を選定し、各教職員に児童の避難誘導を指示する。
- ③ 避難時の配慮事項
 - 落ち着いて行動する。
 - 緊急持ち出し文書などを携行する。
 - 校長および避難誘導責任者の指示に従う。
 - 避難は原則として徒歩とする。
- ④ 避難場所
 - 第一次避難場所は校庭とする。
- ⑤ 避難後の安全確認
避難した児童・教職員の人数点呼を速やかに行い、行方不明者などの有無を確認する。
負傷者があった場合は、救急隊を要請する。
- ⑥ 必要に応じて保護者の引き取りを実施する。

(4) 立ち入り禁止区域の指定

必要に応じて一時的にロープなどを用いて立ち入り禁止区域を遮断する。
また、警察などの指示があった場合は、それに従う。

(5) 検索（未発見不審物の発見のため警察などから協力依頼があった場合）

- ① 検索責任者は副校長とする。不在時は別途責任者を校長が指定する。
- ② 検索責任者は、警察など関係機関との不審物検索の協力に当たり、実施状況の把握に努める。

- 2 避難誘導責任者は、状況を逐次校長に報告する。
- 3 校長が必要と認めた場合は、調布市立染地小学校災害対策本部を設置し、以後関係諸機関と連携し、その対応に当たる。

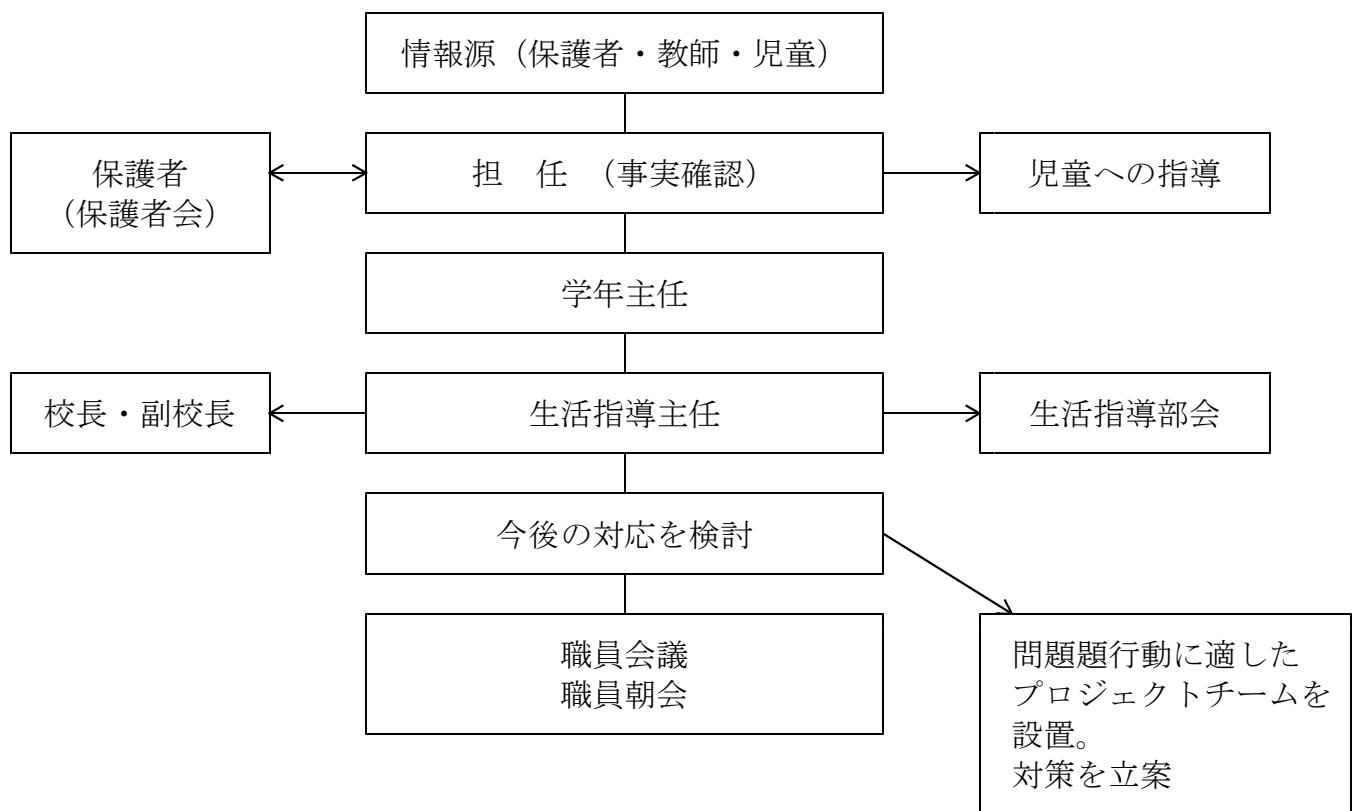
<不審物の認定>

- 1 不審物の認定
 - 差出人名がない。
 - 配達伝票の記載と実際の重さの違いが著しい
 - 固形物が入っている気配がする。
 - 封筒・小包からひも・針金が出ている。
 - 金属が入っている重い感じがする。
 - 変わったにおいがする。オイル状のしみがある。
- 2 発見の場合
 - 絶対に開封しない。
 - 避難の措置をとる。

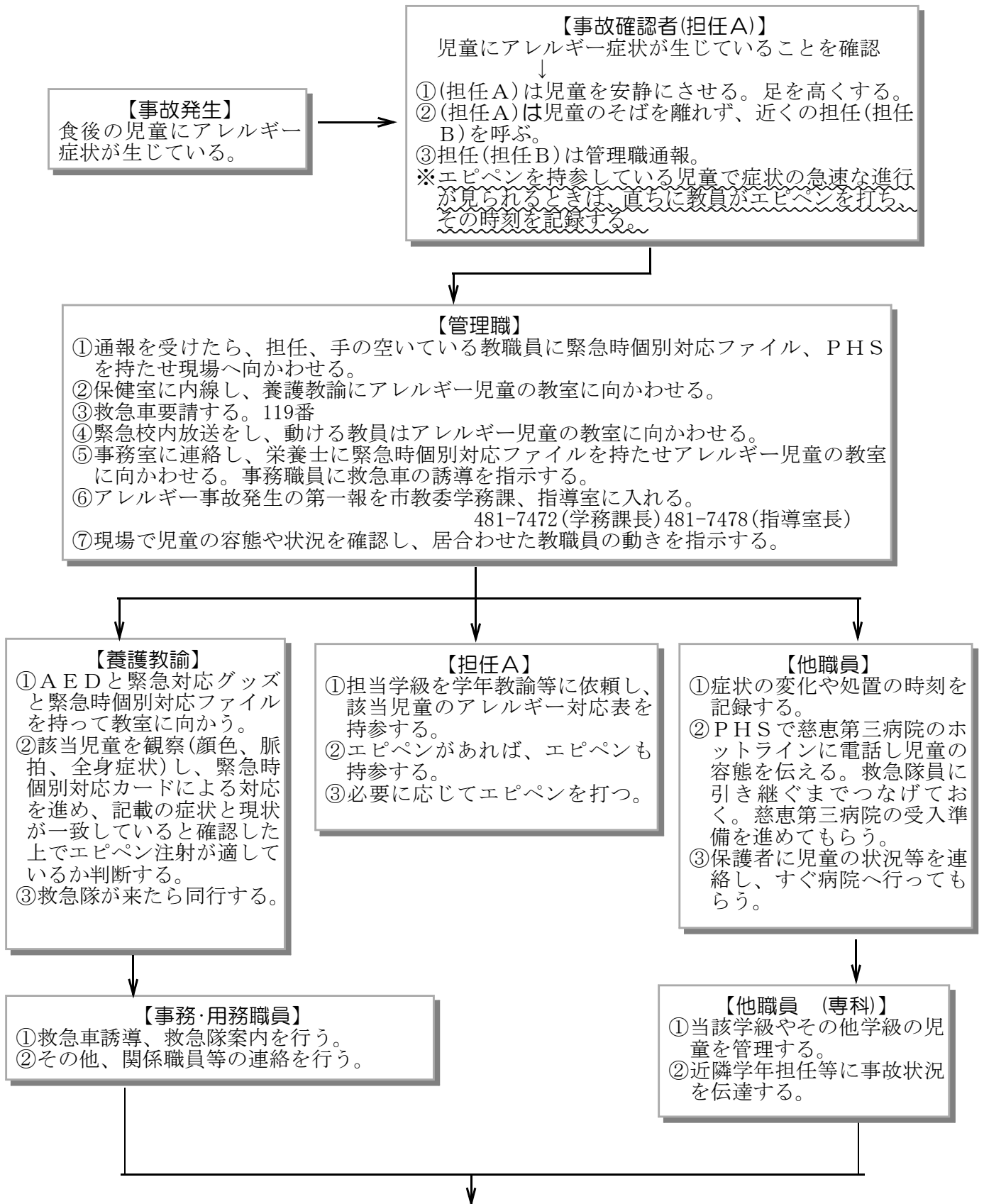
<脅迫電話を受けた時の対応>

- 1 質問 「脅迫電話をかけてきた相手に対して」
 - 爆弾はいつ爆発しますか。
 - 現在はどこにありますか。
 - どのような形をしていますか。
 - どんな種類の爆発物ですか。
- 2 脅迫に使われた言葉の記録
- 3 相手の性別・年齢（類推）
- 4 電話の日時，長さの記録
- 5 通話後ただちに報告（校長・副校長）
総合防災安全課 4 8 1 - 7 3 4 7 ・ 7 3 4 8 管財課 4 8 1 - 7 1 7 2
警察110番
- 6 チェックする内容
 - 相手の声
 - 背景の音
 - 言葉遣い

(2) 問題行動が発生した場合の連絡方法



アレルギー事故への対応



【救急搬送後児童下校】

- ①当該児童の救急搬送等が行われ、他児童の下校が完了した後、緊急職員会議を招集し、事故の状況を伝達する。また、今後の対応について、指示・徹底を図る。